

再エネ関連業務実施に向けた準備状況について

2022年3月29日
電力広域的運営推進機関

1. 業務移行の準備状況について

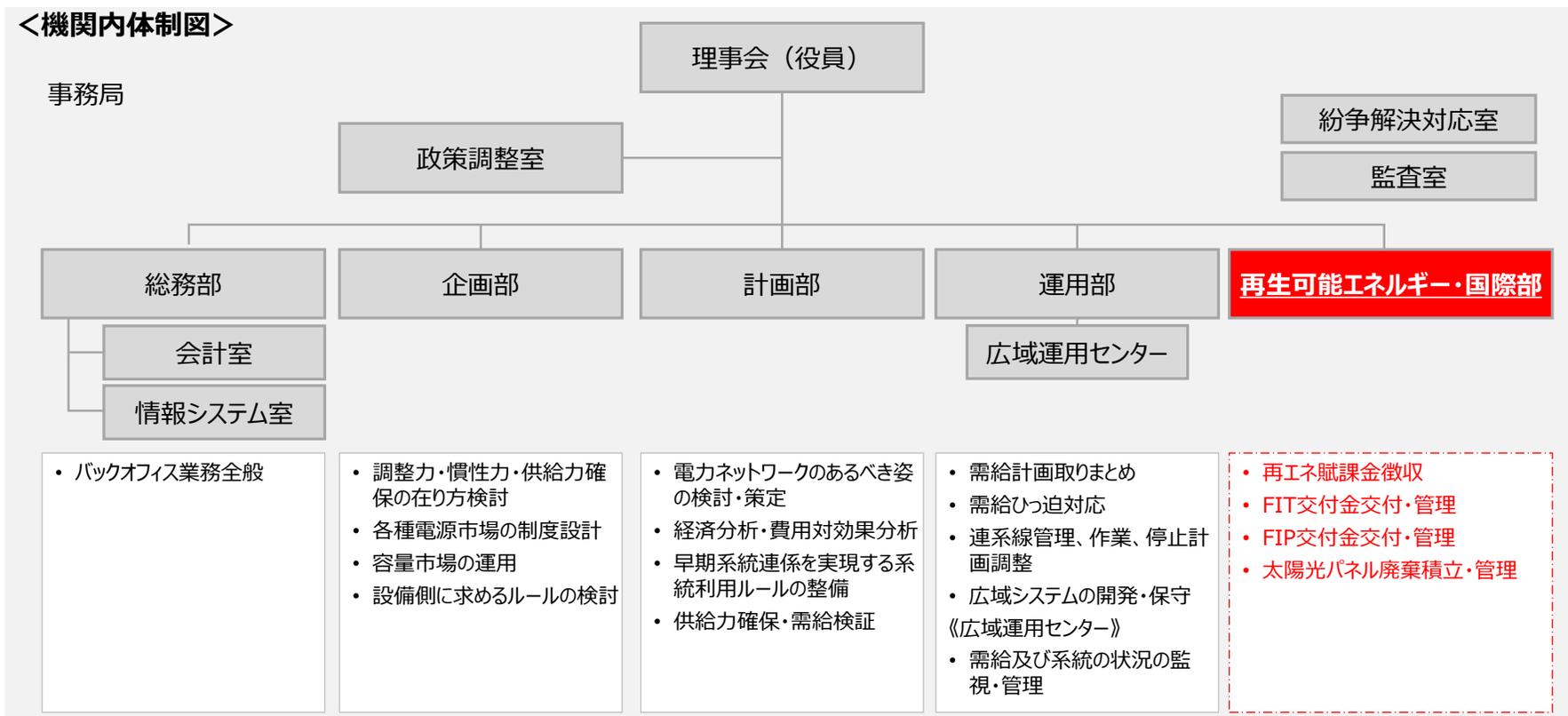
- 『強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律』の成立により、調整交付金交付業務などの業務が、2022年4月から本機関の業務となること既報のとおり。
- 本日は、その準備状況について報告させていただきたい。

<再エネ関連新規業務の準備状況>



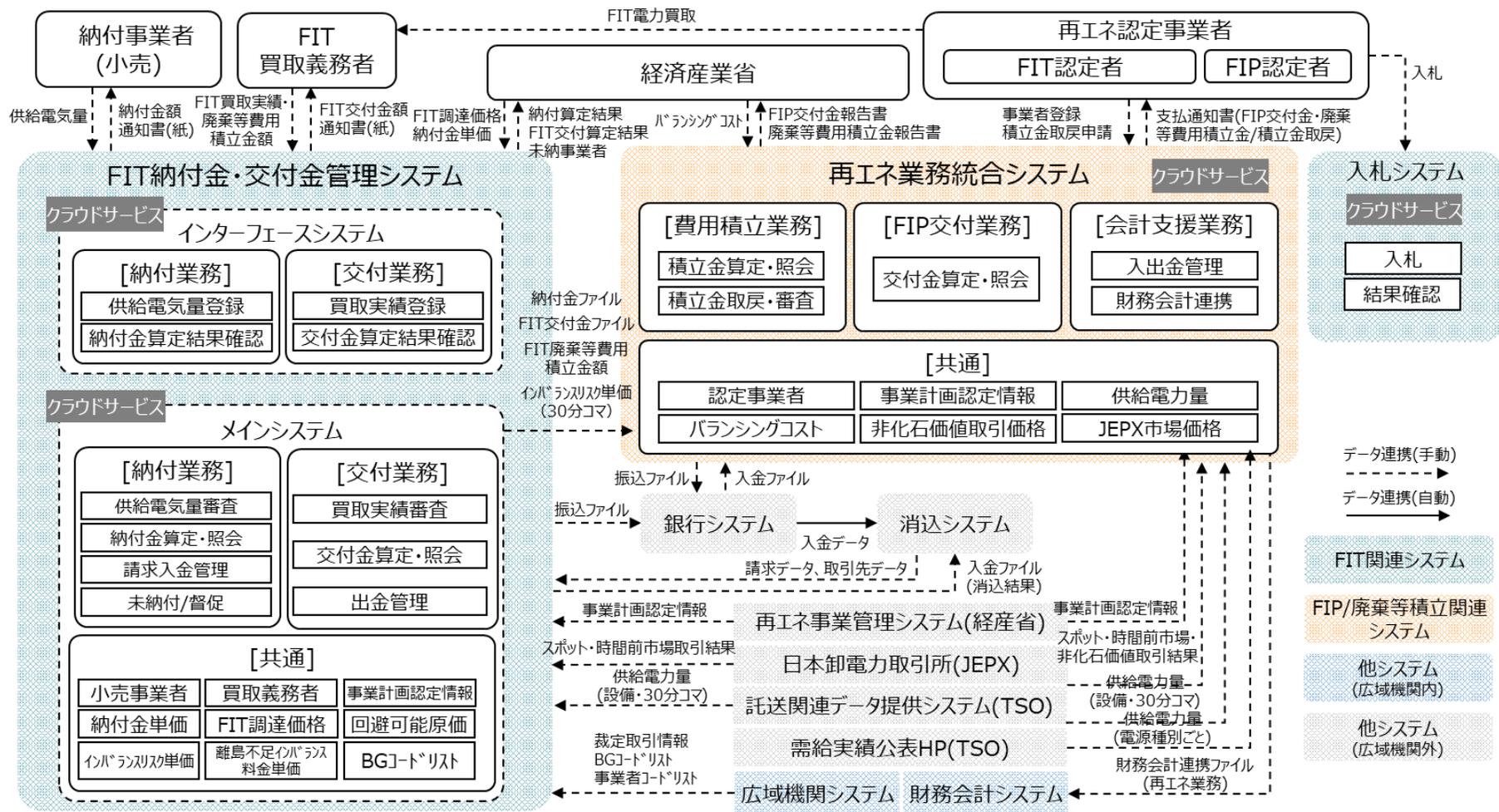
2. 業務の執行体制

- GIOにおいてFIT制度の運用を担当する一部の職員について、2022年度から2024年度にかけて、順次出向・転籍により受入れることで制度運用のノウハウを継承するとともに、当座の人員を確保予定。
- 当初2年程度の制度移行時期においては、円滑な業務運営の観点からGIO他への業務委託を実施予定（なお、2023年度、1名、2024年度、3名のGIO職員の転籍受入を予定）。
- 転籍職員の雇用条件等については、承継計画に基づき、就業や処遇に関する事項等を引継ぎ。



3. システム関係

- FIT関連システム(部分)は、2022年4月の移管に向けて準備完了。
- FIP/廃棄等積立関連システム(部分)は、2022年7月運用開始に向けて計画どおり構築中。



- 先月の第7回運営委員会において、余裕金等の運用方針につき議論いただいたところ。
- 当該議論を踏まえ、次年度運用方針については次年度評議員会及び総会にてご議論頂きたいと考えている。
- なお、次年度評議員会及び総会開催までの間は、理事会で議決した暫定運用方針にて実施する。

2. 余裕金等の運用の実施

12

審議事項 2 余裕金等の運用は理事会の議決で行えることとして良いか。

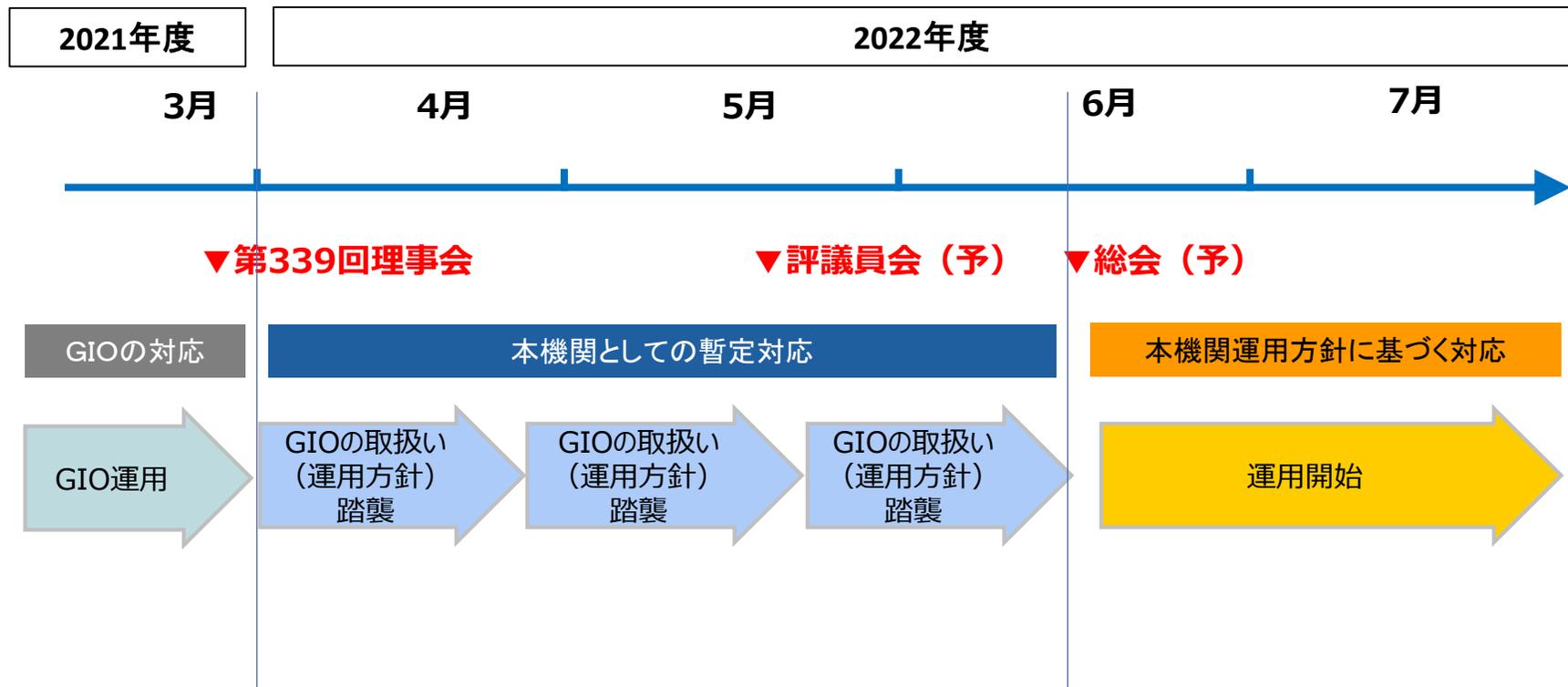
- 本機関では、有価証券の保有、金融機関への預金又は金銭の信託により、余裕金等を運用することができる。
- 手続的には、年度開始前に、理事会、評議員会及び総会で運用方針の議決を頂き、実際に運用を行う際は、運用を開始する前までに余裕金等運用計画を策定し、本機関での議決の後に運用を行う。
運用の経過や運用結果については、理事会、評議員会及び総会に報告を行う。
- 実際に運用を行う際の本機関の議決について、余裕金等の原資が、会員その他電気事業者から徴収した会費や納付金等であることを踏まえれば、運用の結果、損失が生じるような事態は避けなければならない、そのためには組織としての的確な意思決定が必要との観点もある。
- 本機関としては、安全性の高い運用方法や業務運営に支障を生じない運用金額に留意する一方で、判断に時間を掛け過ぎると金利動向の激しい状況では余裕金等運用計画が実態に合わなくなる可能性もあることから、理事会の議決を以って実施したいと考えているが如何か。

案	内容	メリット	デメリット
①	理事会の議決で運用を行う。	余裕金等運用計画を策定してから運用するまでの期間が短縮でき機動的な運用が行える。	総会や評議員会には事後報告となるが、事前の運用方針を丁寧に説明することで、運用方法等の認識に齟齬がないようにしたい。
②	理事会、総会及び評議員会の議決で運用を行う。	余裕金等の運用に総会や評議員会の意向を反映できる。	余裕金等運用計画を策定してから運用するまでの期間が長くなるため、計画を策定した時の条件と実際に運用する時の条件が変わってくるおそれがある。

(出典：第7回運営委員会(2/25)資料3より抜粋)

4. 資金関係（2/2） 暫定運用について

- GIOが現在行っている資金運用は、当月交付予定の交付金額に一定の裕度を設定した金額を交付金原資として普通預金に預け、残る金額を譲渡性預金で運用している。
- 本機関としての運用方針が決まるまでの間は、GIOの取扱い（運用方針）を踏襲する（2022年3月18日開催 第339回理事会で決定）。



○ 強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律 (抜粋)

(費用負担調整機関の権利及び義務の承継)

第7条 この法律の施行の際現に費用負担調整機関が有する権利及び義務であつて、旧再生可能エネルギー電気特措法第55条第2項に規定する業務に係るものは、この法律の施行の時に於いて、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた計画において定めるところに従ひ、新電気事業法第28条の4に規定する広域的運営推進機関が承継する。

2 前項の計画は、費用負担調整機関が、政令で定める基準に従つて作成しなければならない。

○ 強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 (抜粋)

(費用負担調整機関の権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた計画の作成基準)

第2条 強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律 (以下この条において「改正法」という。) 附則第7条第1項の権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた計画は、改正法の施行の時に於いて現に改正法第3条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成23年法律第108号。以下この条において「旧法」という。) 第55条第1項の指定を受けた費用負担調整機関が有する権利及び義務について、次に掲げる事項を基準として定めるものとする。

一 旧法第55条第2項に規定する業務に係る一切の権利及び義務は、改正法第2条の規定による改正後の電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第28条の4に規定する広域的運営推進機関 (次号において「推進機関」という。) が承継するものとする。

二 旧法第55条第2項に規定する業務に係る権利及び義務の推進機関への円滑な承継に支障を生じさせないよう配慮されたものであること。

○ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (旧法)

(費用負担調整機関の指定等)

第55条 (第1項略)

2 調整機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 小売電気事業者等から納付金を徴収し、その管理を行うこと。
- 二 電気事業者に対し交付金を交付すること。
- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

○ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 (新法)

(入札の実施等)

第7条 経済産業大臣は、前条の規定により再生可能エネルギー発電事業計画を提出した者のうち、当該再生可能エネルギー発電事業計画が入札実施指針に照らし適切なものであると認められる者に対しては入札に参加することができる旨を、当該再生可能エネルギー発電事業計画が入札実施指針に照らし適切なものであると認められない者に対しては入札に参加することができない旨を、それぞれ通知しなければならない。

(第2項～第9項略)

10 経済産業大臣は、推進機関に、入札の実施に関する業務 (以下「入札業務」という。) を行わせるものとする。